

総務文教委員会会議録

平成25年12月12日

10時07分

開 会

12時06分

閉 会

網 走 市 議 会

午前10時07分 開会

○平賀委員長

おはようございます。ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会でありますが、議案9件、請願2件、陳情3件、要請3件についての合計17件について審査を行います。

審査の進行につきましては、最初に企画総務部関係の議案と、当委員会に付託されております請願、陳情、要請の審査を行います。

その後、休憩をとり理事者を入れかえて学校教育部、社会教育部関係の議案と陳情の審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

最初に議案第1号でありますけれども、議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中当委員会所管分消防費について審査を行います。

説明を求めます。

○秋葉財政課長

平成25年度一般会計消防費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料6ページをごらん願います。

1、補正の理由及び内容でございます。

網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

歳出予算でございますが、人件費では給料及び退職手当の減額により、1,123万1,000円の減。

物件費では、消防本部庁舎の煙突修繕等で1,089万7,000円の追加。

施設費では、通信指令システム整備などの事業の確定に伴い、1,728万2,000円の減となり、歳出予算では合わせて1,761万6,000円の減となるものでございます。

一方歳入予算でございますが、組合債では先ほどの施設整備費の確定に伴い、1,740万円の減、繰越金では前年度負担金の精算として、887万2,000円の追加。

その他手数料の増加などにより57万6,000円の追加となり、歳入予算では合わせて795万2,000円の減となるものでございます。

2、補正額でございますが歳入歳出を合わせまして、補正額は966万4,000円を減額し、補正後の額を6億8,348万5,000円とするものでございます。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○平賀委員長

それでは質疑に移ります。

○飯田委員

本来であれば消防署の消防議会がありますので、私どもも消防議員兼ねているのですけれども、人件費の減額補正は次の一般会計の人件費等の関係にも含まれてきますので、そのときにあわせて質疑したいと思います。

○平賀委員長

ほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは議案第1号網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の消防関係ですけれどもこれについては原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

○飯田委員

これ人件費の減額なので、私どもは一般会計の中の人件費の減額には反対しますので、これ関連ありますので、その時に合わせて審査したいと思います。

○平賀委員長

わかりました。それではこれについても後ほど合わせてということにさせていただいて、さきに次に進みたいと思います。

次は人件費関係であります議案第1号から第5号までを一括して審査を行いたいというふうに思いますので説明を求めたいというふうに思います。

○岩原職員課長

人件費等の補正概要について御説明を申し上げます。

議案資料の8ページをごらん願います。

補正の理由でございますが、地方交付税の給与関係費の削減措置に対応するための給与改定及び共済費の負担金率が確定したことなどにより、所要の経費を減額補正するものでございます。

人件費の補正額合計は8,612万2,000円の減で、1、特別職では1,330万2,000円の減、内訳は市長等が共済費率の変更で21万2,000円の減、議員が同じく共済費率の変更で493万5,000円の減、監査委員が常勤から非常勤への変更で815万5,000円の減でございます。

2、一般職では7,282万円の減で、内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○平賀委員長

それでは質疑に入ります。

○飯田委員

ただいま説明あった人件費の補正の概要なのですけれども、ことしの6月議会で関係条例案が出てまいりました。

そのときには、市職員の給与の特例に関する条例の一部改正という形です。

そのときの説明では、第三次行革分で5,700万、それからこのときの上乗せ追加削減分で今回提案されている3,151万3,000円を3,200万円ほどということで、既に実施している期末勤勉手当の役職加算凍結分の1,200万もあわせて合計1億100万という形で提案されていました。

これについては私ども本来であれば、国家公務員の平均7.8%に及ぶ賃金削減に関して、地方公務員も同様の削減という形でおりてきたもので、網走はそれに第三次行革分のものをプラスして最終的には1億100万円なのですけれども、実際交付税の措置、交付税で削減するといった場合に1億3,800万というような数字が出てきたのですけれども、もう一度その辺の差し引きの関係で職員課長から説明願えますか。

○岩原職員課長

給与の削減額につきましては今委員のおっしゃった数値でございます。

次に地方交付税などの給与関係費の影響の関係でございますが、地方交付税の給与関係費の削減措置による影響額につきましては、減額分として国に準じた給与の削減見合い分として1億3,800万円、次に今年度の算定ではこれまでの人件費削減努力に基づいて算定される地域の元気づくり事業というのが設けられておりまして、これが3,000万円程度の交付がございます。

これを差し引いた削減影響額が約1億800万円となっております。

○飯田委員

そのときの議論では、地方交付税の削減に依じなくて国のいいなりにならないで、拒否したらどうだといったら元気づくり交付金という形できて、プラスマイナスが800万円だということだったのです。

そのときには、金額の差はないからそれでいいのだけれども、本来であれば地方公務員の賃金は労使交渉によって決まるという原則があるのを地方6団体、全国市長会や全国市議会議長会、町村議会など、そういう地方6団体が反対しているにもかかわらず、原則を破る国のやり方はおかしいということで私どもは反対しました。

今回、国家公務員の7.8%に準じて網走もさまざまな経過をとったのですけれども、私どもはこれには実際条例にも反対していますし、実際減額補正ということになりますと市職員全体にも響いております。

特に、退職金は関係ないのですけれども、年金にも響いてくるのですけれども、今後これらが復元する見通しというのはあるのですか。

○岩原職員課長

給与削減の復元のお話でございますが、今回の減額補正をしております3,150万円、これにつきましては来年3月までの時限を定めたものでございますので、基本的にはこれについては復元することになります。

○飯田委員

いずれにしても復元するという見込みなのですが、今回は減額によって市職員全体で第三次行革分を入れると1億100万円の影響があつて、今回3,151万1,000円ということですので、私どもは基本的に、この減額補正には一般職の給与改定分については反対という立場をとりたいと思っています。

○平賀委員長

ほか。

○七夕委員

この件に関しましては採択の方向で、賛成という方向で。

○平賀委員長

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

○高橋委員

私もこの件には採択と考えて、賛成です。

○平賀委員長

そのほかの皆さんは賛成だということで理解してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中、消防費に関するもの、それから議案第1号から5号までの人権関係の補正予算、これについては大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

はい、それではそのように確認をさせていただきました。

次に、議案第6号財産の無償譲渡についてであ

ります。

説明を求めます。

○鈴木日体大特別支援学校設立準備室参事

それでは財産の無償譲渡について御説明いたします。

議案の資料17ページ、資料2号をごらんください。

日体大特別支援学校の開設に伴う財産譲渡につきましては、これまで市が学校予定地の財産を取得したのち、学校法人へ無償譲渡を行うという説明をしてまいりましたが、今回の無償譲渡の内容が地方自治法の規定により議決案件に該当することから、財産の無償譲渡について提案するものです。

当初の計画では、北海道及び国から取得した財産を無償譲渡するということとしていましたが、学校開設の計画を進める中、何点か課題が出てまいりました。

その課題の第1点目として、既存施設内だけでは実習教科に必要な特別教室の配置ができないこと。

第2点目として、障がいを持つ生徒の安全性を考えた場合、宿舍から学校までの直結通路の設置が必要であること。

3点目として、学校法人の近い将来計画として30名程度の増員を希望しておりまして、その際の増築対応として敷地の確保が必要になってくることなどが課題として上げられていました。

この課題は隣接する能力開発センターに改修を加え、一体利用することで解決できることから、学校法人から市有財産である能力開発センターの譲渡について依頼がありました。

市としましても、能力開発センターの一体的利用の有効性について十分理解でき、能力開発センターを学校法人に譲渡することが適当であるというふうに判断いたしました。

これまで北海道及び国の財産を渡すこととしていましたが、今回改めて能力開発センターを含めて無償譲渡の提案をさせていただきます。

これによりまして無償譲渡する財産は、資料2号に記載のとおりですが、土地の所在は大曲1丁目73番1ほか5筆、地目は宅地、面積は2万5,137.46平米、建物につきましては旧学校管理棟ほか3棟、延べ床面積4,826.54平米で、特別支援学校の目的で利用することを条件にして学校法人日本体育大学へ無償譲渡することとします。

譲渡の時期につきましては、能力開発センター部分は平成26年10月以降に、それ以外の財産については今年度中に財産を譲渡する予定です。

説明は以上です。

○平賀委員長

それでは質疑に入ります。

○飯田委員

基本的には賛成なのですが、ずっと経過みますと準備のために1年遅れて開校すると。

それから寮が建つ予定でございます。

これからいくと地番の73-2のところに寮が建つと思うのですが、かなり人数が教職員の人数だとかそういう関係でふえるのですが、今後寮の建築そのものは日体大で行うということなのですが、これらを含めて拡張とか、さまざまな約束事とかあるのですが、その辺の交渉は今後どのような経緯をもって、寮に関して要求とかそういうものが生じる場合もあるのか、それともこの件に対しては完全に日体大が受け持って、それはないと言えるのか。私どもは初めの案のときに、能力開発センターだけ囲まれてあったものですから、これらの辺も含めてちょっと不自然だなという感じも受けたのですが、今後の見通しはその辺どうなのですか。

○岩永企画総務部次長

今後についてですが、当初能力開発センターにつきましては、そこで実施をされているOAのプログラムなどを学校の教科として活用させていただきたいということでしたので、当初は能力開発センターもそこにそのままいただいて、生徒がそちらに通いながらカリキュラムを執行していくというか遂行していくという予定でした。

その後、北海道や文科省との協議の中で、学校を設置するためのいわゆる面積的な問題をクリアするためには、そこを活用することを譲ってもスペースを確保する必要があるということで相談がありましたので、今回このような一括した譲渡をしたいというふうに考えています。

今後ですが、寄宿舍につきましても先ほど説明したとおり、近い将来の計画として30名程度の増員も検討したいというふうに日体大としては考えているようです。

そのために、敷地の確保も必要になってくるということもあわせて、今回このような譲渡の姿になるということでございます。

さらに、将来的に日体大からどのような支援が

求められてくるかについては現在のところはっきりしていません。

日体大から協議、相談を持ちかけられたときには、準備室が窓口となって協議をしてまいりたいというふうに考えています。

○飯田委員

それらも含めて寄宿舍の建築につきましては、学校ができるときに認可条件になるはずですので、その辺も含めて日体大との交渉窓口として準備室があるのですけれども、しっかりとその辺もやるということなのですから、委員会にもやっぱり逐次、進捗状況をお示し願いたいと思います。

○岩永企画総務部次長

進捗状況につきましては、委員会にも報告をしながら進めたいというふうに思います。

それから先ほどの質問に答えていない部分があったのですが、譲渡したあとの学校校舎の改築及び寄宿舍の建築につきましては学校法人日本体育大学が責任を持って行うということになっております。

○飯田委員

わかりました。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

一点だけお聞きをいたします。

改修に伴う工事の関係は、地元業社を優先的という部分は間違いないということでしょうか。

○岩永企画総務部次長

学校法人との確認の中で、その方針については変わりがないということです。

最近の報告では、1月の段階で事業者向けの説明会を実施したいということで報告をいただいております。

○井戸副委員長

当初27年開校予定がいろいろな事情で28年まで今ずれ込んだ状態と。

進めていく中で、全国でも初めてという部分でいろいろな問題が浮上してくるのかなというふうに今後も考えているところなのですけれども、先ほど飯田委員からも質疑ありましたように、逐次、委員会に報告をいただいて進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○平賀委員長

ほか、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは議案第6号財産の無償譲渡については全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

次、議案第8号網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○岩原職員課長

議案第8号網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料20ページ、資料4号をごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、職員の採用、退職、異動等の人事管理が原則年度を区切りとして行われていることから、暦年で管理している職員の年次休暇等を年度の管理に改定するため、当該条例の所要の改正をしようとするものでございます。

内容についてですが、年次休暇等の付与期間を1暦年から1年度に改めようとするものでございます。

施行期日、経過措置につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○平賀委員長

それでは質疑にはいります。

○飯田委員

この手の条例、服務規程だとかの変更は、暦年というのは1月から12月まで、年度というのは4月1日から翌年の3月31日までなので、この任命服務に関する条例の改正で終わりなのですか。それともまだ残っているのがあるのですか。

○岩原職員課長

今回の改正は、年次休暇等の付与期間を1暦年から1年度に改めるもので、今回の改正はこれだけでございます。

○飯田委員

今回ではなくて、暦年から年度に変えなければならぬものというのとはほかにあるのですか。

○岩原職員課長

このほかの特別休暇等につきましては規則改正のほうで改正いたしますので、今回の条例改正及び規則改正ですべて年度に改正いたします。

○飯田委員

了解しました。

○平賀委員長

ほか。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは議案第8号網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

続いて議案第9号網走市恩給条例等を廃止する条例制定について説明を求めます。

○岩原職員課長

議案第9号網走市恩給条例等を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、22ページの資料5号をごらん願います。

条例制定の趣旨でございますが、恩給関係条例により給付を受ける権利を有する者がいなくなり、また、給付に係る時効期間も経過していることから、関係する5条例を廃止しようとするものでございます。

廃止する条例は網走市恩給条例ほか、記載の4条例でございます。

この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。

○平賀委員長

それでは質疑に入ります。

それでは議案第9号網走市恩給条例等廃止する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

はい、それではそのように決定をいたします。

それでは続いて請願の審査に入ります。

最初に請願第35号2014年度地方財政の確立を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

いかがでしょうか。

○近藤委員

請願第35号につきましてはこの間、地方自治体の財政状況というのは網走市に限ったことではなくて、非常に厳しい状況の中でのやりくりが続いているというふうに認識しています。

そういった中で、来年度の国の予算編成が今まきに行われているさなかなのですが、政府の経済

財政諮問会議の中では、地方交付税の平時モードに戻せと、つまりかなり圧縮していくんだというような意向が示されたりもしております。

そこはまだ議論がなされている最中で、総務省は地域経済活性化、地域の活性化の視点からすれば、交付税は現状の維持でやっていくべきだという意識を持っているようでありますので、まだ政府の中でも議論がなされているという認識でいます。

ただやっぱり全体としては、地方財政を維持、確立していくためには、交付税の現状維持、最低でも現状維持、さらには財源移譲も含めて、国がもう少し地方が柔軟になおかつ積極的な施策を打てるような財源措置をさらに積極的にしていく必要があるというふうに考えておりますので、この請願については採択というふうに考えております。

○平賀委員長

ほか。

○飯田委員

この地方財政の確立を求める意見書、毎年出ているのですけれども、特に地方の財源確保、特に網走市は交付税に依存する財政力が0.39という非常に自主財源のない地方、特に交付税の財源保障機能をしっかりと守るために、ここではきちっと何項目ほどあるのですけれども、今国の方針として守るといいながら地方に社会保障の解体的なプログラムの一括を地方の財源でやれというような方向に向かおうとしている現在、この請願で声を上げていくのが私は大事だと思いますので、基本的には請願には賛成いたします。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

請願第35号に対してですけれども、この請願については、地域の厳しい財政需要をしっかりと見積もった中で交付税の確保に努めていただきたいという観点から採択という形で。

○高橋委員

この35号につきまして、国の財政も大変なところでありますけれども、地方も大変なことには変わりありませんので、僕はこの地方にももっと気を使っていたいただいた政策をお願いしたいと思いついて採択をお願いします。

○平賀委員長

それでは請願第35号2014年度地方財政の確立を求める意見書提出についての請願につきましては、

全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

なお、意見書については後の理事者入れかえの休憩の際に配付をして確認をしていただきたいと思いますので、後ほどいたします。

次、請願第37号、来年4月からの消費税増税の凍結を求める請願について審査をいたします。

○飯田委員

従来からこの委員会では消費税の増税に対する中止を求める陳情だとか請願が多く上がりました。

今回の請願者の団体は、消費税の増税の凍結を求める市民の会ということです。

凍結というのは、来年4月1日実施になっていますけれども、消費税の増税を認める人もこの会に入っていると聞きます。

そうであるならば、私はやはり今の経済状況、景気の状態を見ますと、決して安倍さんが言っているような景気が回復している実感もないし、大変な状況もあると。

そういう現状でこの会の冒頭がそういうようなことを述べています。

次に4月1日から増税を強行すると、1997年に当時の政権が3%から5%に上げたとき、そのときに大不況になったということもしっかりと記載されて、そういうことから、消費税を増税、将来的には増税してもいいという人も含めてこの4月からの凍結を求めると。

実は消費税の増税5%から8%になるには、法案の附則を変えればできるということなので、これは国会で各党の了承を得ればできます。

これは消費税増税に賛成している政党でも、その実情がわかればできるという仕組みになっていますので、ぜひ網走からも声を上げていくのが私は大事だと思いますので、まずは全員の賛同を得て、4月1日からの増税、賛成の委員の方もいると思うのですけれども、まずは4月1日に絞った請願ですので、その願意をしっかりと受け止めて御審査願いたいと思います。

○平賀委員長

審査の途中ではありますがここですってん暫時休憩をいたします。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○平賀委員長

それでは休憩前に引き続き再開をいたします。

来年4月から消費税増税の凍結を求める請願についての皆さんからの御意見をいただきます。

○高橋委員

この請願につきましては、社会保障と税の一体改革、これは3党合意に基づいて実施されるものですけれども、消費税率の引き上げの目的というのは、社会保障を持続可能なものと、一つさらに強化する、そういったものと私理解しておりますので不採択とお願いします。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

この件につきましては、物価高騰の中でさまざまな、軽自動車税も1万円を超えようとしているところで、非常に消費税増税というのはよくないというふうには思います。

思いますけれども一方、経済対策等を進める中、景気が上向くという可能性も伺えるという部分もありますので、継続という形で。

○平賀委員長

ほか。

○近藤委員

先ほど飯田委員からこの請願についての願意含めて御説明いただきました。お気持ちとしてはよくわかります。

現在の景況感からして、増税することによってさらなる消費の切り込みが起きたり、マイナスの効果があるのではないかとこのように御懸念をされているのだというふうに思いました。

ただ一方で、現在の日本の国家財政考えたときに、11月末現在で1,011兆円を超える借金があるわけであります。

その中でさらに社会保障費の増大もあって、この先国の財布をどういうふうに取り回していくのかということも考えなければならぬタイミングに来ているというふうに考えています。

そういった中では、やはりこの消費税の増税というのは避けて通れない道であるというふうに考えております。

ただ一方で、きのうからきょうにかけても議論があったように、軽減税率含めて多くの国民の皆様にはなるべく苦勞かけない形での増税をという考え方も今出てきておりますので、ここは将来に向かって国家財政を維持していくという点を大切にして、消費税の増税はいたしかたがないというふうに考えますので、この請願については不採択

というふうに考えております。

○飯田委員

各委員言ったのですけれども、ここでちょっと議員間討論させていただきます。

高橋委員に伺います。

3党合意、以前、民主と自民と公明との3党合意で税と社会保障の一体改革ということからの発言かと思います。

高橋委員は3党合意で社会保障に使うということなのですけれども、実際社会保障に3%から5%に上げられた。そのあと社会保障に、1%で税収が2兆5,000万円なのですが、どのくらい使われたと思いますか。

○高橋委員

その3%引き上げの時点では総理もすべて社会保障に回すと、そういうふうに明言しておると認識しております。

○飯田委員

実は3%から5%に上げられる。

消費税が導入されてから21年以上たっています。

その中で国民は総額推計211兆円の消費税を払いました。

では、社会保障に何%使われたと思いますか。

○高橋委員

その認識は私、持っておりません。

○飯田委員

実は211兆円のうち、法人税、主に大企業の法人税なのですけれども、法人税の減税に200兆円以上使っている。

あと、10兆ほどが防衛関係などで、社会教育に使われたのは数千億円と言われているのですけれども、その辺の認識からして社会保障にまた使われるということは持てますか。

○高橋委員

持っています。

そして持つべきだと思っております。

○飯田委員

それはそれで高橋委員はそういうことで先ほどの発言だったと思います。

実際、高橋委員たちの党を含めて、景気回復が実感したというようなことでふだんから行動していると思いますけれども、12月9日のGDP、国内総生産の中で改定値が下方修正、政府としてしているのです。

年1.1%増になったのだけれども、これは消費税の駆け込み需要や、今大型公共事業がやっている

ので、値そのものは伸びているのですけれども、これは道新の12月9日付けなののですけれども、景気減速が鮮明になったと。

いわゆる消費税増税ならさらに悪化するから、あわせて景気対策を5兆5,000億、国は組んでいるのですよ。

それでなぜ、社会保障は削っているのですよ。

社会保障の解体プログラムと言われているのです。それでどうして、増税するならそのような景気減速するようなところに手当しないで、増税しないでやるという方法のほうが1番まともな道なのではないのですか。

その辺の見解を。

○高橋委員

増税しないでやっていけるのであれば、それに私たちもこしたことはないと思っております。

そして景気対策ですけれども、それに対しまして確かに法人税の減税ですとか、それはやります。

そのような中から景気対策を考えていくべきだと思っております。

○飯田委員

法人税の減税をしても、大企業は今260兆から270兆の内部留保というのをため込んでいるのです。

実際、景気回復の実感がないというのは、ここ10数年で労働者というか、働く人の所得が下がっているのですよ、50万円ほど。

前に3%から5%に値上げしたときには70万円ほど所得が上がっていたのです。所得が上がってもあれだけの不況になったのです。

それが今度下がっているところに増税すると、なお大不況になる計算ではないのですか。

○高橋委員

それはいつときは不況になるかと思います。

今、それこそ駆け込みで景気が回復しているように言われましたけれども、それでもやらなければこの社会保障制度というものが崩壊してしまうということのほうが、恐ろしいことだとそんなふうに思いますけれども。

○飯田委員

景気回復実感ということになりますと、時事通信社で10月に世論調査しています。

景気回復を実感するかという問いに、実感すると答えた人はわずか18.5%しかいない。

実感はないという人が76%、半年前に同じ時事通信社が世論調査をしたら、実感はないという人は68.6%で、約8%近くふえている。

この実態からすると、さきに3%から5%にやったときも含めて社会保障に使われた形跡がないと。

ましてや所得も法人税減税で内部留保をため込んでいる企業がどんどん膨れ上がっていくという現実から見ると、社会保障に回る保証もないし、消費税増税そのものをするから、7兆5,000万ほど3%上げたら来るけど、ほとんど6兆近くを景気対策に持っていったら何の意味もないのではないですか。

社会保障はどこにあります。

○高橋委員

ただいま内部留保というお話ありましたがけれども、内部留保というのは必要だからするものであって、それをちょっとたまったからといって吐き出してしまったら企業としての体をなさないと、そのようなふうに思いますが。

○平賀委員長

すみません。いろいろ種々討論をされていますけれども、そのほかの委員の皆さんの御意見も議員間討論という形ですので、今の討論を受けてある方がいればしていただきたいというに思いますので、その辺も含めてよろしく願いをいたします。

ほかないですか。今の受けて何かある方は。

○近藤委員

お二方の意見のやりとりを伺わせていただいて、消費増税が社会保障費にあてられるのかそうなのかどうなのかというのが今論点だと思うのですが、私が先ほど述べた意見としては、国家財政全体を見渡して考えるべきだという視点でものを申しております。

先ほども述べましたように、11月末現在で1,011兆円の借金を抱えているのがこの国なのであります。

それをどうするのかという視点から考えて、増税やむなしという議論がこの間の国会でもなされてきているというふうに認識しておりますので、その社会保障費に充てる、充てないという議論も確かにありますが、やはり国家財政をどう維持させていくのかという視点から、私はこの請願そのものは不採択であるというふうに考えています。

○飯田委員

近藤議員と討論させていただきます。

国家財政1兆1,000億、そうやってきたのはどういう経過からなったかという、1996年に消費税

の3%から5%に上げる前の税収は法人税が23兆あったのです。

所得税、住民税が28兆で、消費税は7.6兆円しかなかったのです。

ところが1999年、上げてから1年後に法人税は23兆から17兆に減りました。その他の税収も減りました。

ところが、上がったのは消費税だけなのです。

ということは、本来税金は当然納めるべきところ、例えば所得税にしても、今、最高の上限というものは昔と逆転しまして、税金の払う率が少なくなったのです。

昔は7割ほど、1億円ですと7割ほど税金で払っていたと。

あとの残りの3割で生活できて、さまざまなことできる。

ところが今は3割ほどしか税金は払っておりません。

そうしたらこういう大部分の負担をしなくなって、大部分ではない負担、特に当然払うべき人は払わないで、払わなくていい人が非課税限度額がずっと下がってきて、国保でも介護保険料でも全部、本来払わなくていい非課税世帯の人が限度額がずっと下がり、ない人が負担する構図になっているのです。

だから本来取るべき人から取らないで、法人税減税でやると1997年の3%から5%に上げたときに142兆円しか内部留保はなかったのです。今272兆円ですよ。

先ほど高橋委員が、内部留保はちょっと積み立てると言ったのですけれども、この272兆のうちのわずか1%取り崩すだけでそれらに該当する企業の職員の賃金は1万円上げることができる。1%ですよ。

だから内部留保はやはり、全部は取り崩せないです。設備投資だとかそういうのにまわさなければならぬということがあります。

だけれども、それを越えた内部留保が今は吐きだしなさいと、安倍総理も国会で認めているのです。それは要請しなければならないと。

それでいくと、近藤委員の言った1兆1千何億円の借金は、今までの大型開発事業なり、そういうような不要不急の事業の結果であって、やっぱり法人税減税で当然払うべき企業が払わないから、内部留保でためて庶民は消費税で取られるという構図はもっともっとひどくなるのではないですか。

○近藤委員

飯田委員からいろいろと御指摘、御意見がございましたが、基本的にはそれは国家の税制、国家政策における一種の見解の相違だというふうに私は認識をしております。

私は先ほどから何度も述べておりますが、この先を見据えた国家の財政運営という視点でこの請願に対しての意見を述べさせていただいているわけで、これまでの税制運営についての意見をこの場で表明するというのは、本来の討論趣旨からずれているというふうに思っていますので特にお答えはしません。

○飯田委員

高橋委員とも議論しましたけれども、高橋議員は社会保障のために必要だと。

そういう意見も意見として私は認めますけれども、だからそういう意見を持った人でも4月1日からやると大変だよということの請願なので、その辺の願意はわかってもらえますね。

○高橋委員

これは国でもう決まってしまったことですので、この4月1日からという分には粛々と進めていくべきだと考えます。

○飯田委員

ちょっとそれについて先ほど言ったのですけれども、5%から8%に上がる法案は附則で実施時期を変更できることになっているのです。

だから消費税増税の賛成の人でも、高橋委員のような社会保障に使うために必要だと思う人でも、4月1日からやったら大変なことになるよと。

いわゆる介護保険も国保料も後期高齢者なんか今11%上げようとしています。

だからそういう意味からして、4月1日から値上げしないというような5%のままでいきなさい、凍結なのでそれは変えることができるのです。

そういう意見が多くあれば、国会の中で決してもう決まったからどうしようもないのだということではないのです。

そういうような変えることを、国会の中でできるように請願がこの団体から上がってきているので、その辺の旨趣を御理解願いたいと思います。

○近藤委員

これまでの議論を伺わせていただいて、飯田委員のおっしゃりたいことはよくわかるのですけれども、あくまでもこれは来年4月からの消費増税凍結を求める請願についての議員間討論でありま

して、論点はあくまでも凍結するべきなのかそうではないのかということについて議論がなされるべきなのですが、ちょっとお話伺っていると過去のいわゆる国家政策も含めた御所見を開陳されている節もあります。

それを否定はしませんが、本来であればこのような場ではなくて、例えば自由討議でありますとか、過去の国家財政運営についてどう思いますかというのを自由にざっくばらんに議論できるような場所を改めて設定をしてすべきであるというふうに思います。

あくまでもこの委員会のこの場での議論は、この請願について来年4月からの凍結否かどうなのかというのを、論点を絞って議論をすべきなのではないのかなというふうに思います。

○平賀委員長

議員間討論をしていただきましたけれども、この請願第37号につきましてはなかなか論点の一致をみないというふうに思います。

意見もそれぞれ継続を含めてあったところでありますので、この請願についてはそろそろある程度結論を出さなければいけないかなと思いますが、継続という形にせざるを得ないというふうに思いますので、継続という扱いにさせていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

○飯田委員

今近藤委員から自由討議と言ったのですけれども、ここの私は消費税増税の凍結を求める網走市民の会の請願の文面の中で後半にもしっかりと、1997年に3%から5%に増税したことのその後の状況と、上げたあとの大変さを書いていることから私は議論しているので、これは何も自由討議ではなくしに議員間討論で十分に私はできる内容だと思うので、その辺は御承知おき願いたいと思います。

○平賀委員長

意見の一致を見ませんので、この請願については継続といたします。

ここで5分程度休憩をとりたいと思います。

午前11時02分 休憩

午前11時08分 再開

○平賀委員長

それでは再開をいたします。

続いて陳情第12号「特定秘密の保護に関する法律」を制定しないこと求める陳情について審査を

いたしますが、同じく要請で「特定秘密の保護に関する法律案」の廃案を求める意見書の提出要請が出ておりますので、あわせて審査をしたいと思っております。

○飯田委員

今回の陳情第12号、それから私どもの議員団が出した要請なのですけれども、実は既に国会で強行採決で成立はしているのです。

ただこれを提出したのは前なので、今回これなかったのですけれども、内容そのものは制定しないように意見書を上げていただきたいということからすると、私はこの陳情者の願意をくみ取って審査して、あれだけの大きな報道がされました。

特定秘密が成立してからも、その範囲やきのうの石破自民党幹事長の発言にもありましたとおり、報道の自由も抑制される。そのあと撤回するというようなこともありました。

それであるならば、まだまだ秘密の部面を大きくベールで包んだ法案です。

今後、国民の基本的人権だとか、表現の自由だとかさまざまな面もまだ解決されていません。

私はこの議会で、それらも含めて廃案ということもありますし、もっともっと慎重な審査をして、この特定秘密保護法案そのものを、本当に今の日本に必要なのかということも含めて私は議論していくべきだと思います。

私自身としては、この陳情第12号につきまして、この願意をしっかりと、国会にあのようなわずか16日間の審議でやるような問題ではないというようなことも含めても、意見は上げていくべきだと思いますけれども各委員の意見を聞きたいと思っております。

○平賀委員長

ほかいかがでしょうか。

○近藤委員

この特定秘密保護法もさまざまな議論があることは承知をしております。

何が特定秘密なのか、またその司法の立場はどうなっているのかとか、または恣意的な運用がなされてしまうのではないとか、いろいろな懸念がある中で国会で成立をしたという全体の状況は理解しております。

ただ一方で、日本という国の安全保障を考えた際には外交、防衛の視点から守られるべき秘密もあるというふうに考えます。

そういった点では今後のこの法律の運用の中で

国民の皆さんの懸念を払拭していくような取り組みは必要だとは思いますが、この法律そのものが必要ないというふうには私は思っておりませんので、この陳情については不採択というふうに考えております。

○平賀委員長

ほか。

○高橋委員

私はこの案には、この意見書には不採択と考えておりますが、先進諸国を見ましても防衛でありますとか治安に関する重要な情報は特別扱いされております。

国民の利益のためには特定の秘密保護の法制は必要だと考えております。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

まずこの特定秘密保護の法律ということで、まずもって強行な採決の仕方、これはよくないというふうに考えるところでありますけれども、知る権利、報道の自由は守られるということでありますので、今現在日本であっては情報保護法はあっても、スパイを取り締まる法律はないという部分で必要なものではあるのかなという思いはあります。

ただ原発問題など国民が知らなければならないという情報をきちんと公開できるかという部分が、これからの課題になってくるのかなというふうに思います。

不採択という形で。

○平賀委員長

ほか。

○飯田委員

この陳情と私たちの要請は法案が成立する前のことを前提に書いているものですから、これは不採択とかということにはならないので、私はこの陳情なりの願意をくんで、この委員会で議論したらいいのではないかとということなのです。

今、種々言ったのですけれども、今の委員の中でもやっぱりよくわからないとか心配な部面も含んでいるということからして、安倍総理大臣も秘密法そのものは記者会見でわざわざ説明不足ならもっと審議すればいいのではないかという当然の意見が返ってきたのです。

それも含めてこの委員会で初めて出たのですから、私はこの陳情そのものは、この陳情者は成立

してしまったから文書そのものではなかなか採択してくれということではないので、ここの委員会で、議会で願意を受けとめてどうしていくかということ私は審査したほうがいいと思うのですけれども、その辺委員長どうでしょうか。

○平賀委員長

それについて皆さんの意見を受けたいと思います。

飯田委員のおっしゃるように、既に成立してしまっている法律に対しての陳情、あるいは要請がありますので、それを含めてどのように扱うかということ議論していただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

○近藤委員

陳情と要請も出ていますが、すでに終わってしまったということなのですが、一応その法律に対しての見解は先ほど示させていただきましたが、終わってしまった、事実の経過からすればもう可決してしまった法律に対して、それをつくるべきではないという陳情、要請でありますので、時系列からするとそごがあるというふうに思いますので、整理の仕方としては飯田委員に取り下げさせていただいて、それでも願意を酌み取ってというお話であればまた別の機会で、改めて廃案を求める陳情なり要請なりを出していただくという整理の仕方になるのではないのかなと思うのですけれども。

○平賀委員長

要請についてはわかりますけれども陳情については飯田委員が出しているわけではないので、飯田委員が取り下げるといふわけにはいきませんのでそこは御理解ください。

ほか。

○飯田委員

私言ったのは、私どもの議員団で出した要請は取り下げて議論するということが出来ののですけれども、もう一つの陳情はそういうことができませんし、やはりそれはだめだよということも言えないので、その願意をしっかりとって委員会で議論したらいいのではでないのですかということです。今後のことも含めて。

○平賀委員長

飯田委員のおっしゃることは私もわかりますが、それを含めて特定秘密保護法に関する陳情の最初の議論の中では、不採択だという意見が多かったので、そこが変わる要素がないといけないということですよ、飯田委員がおっしゃっているのは。

そのような変わる要素をお持ちである委員いらっしゃると思いますか。

現状ではその辺含めて意見の一致は難しいということですので、この陳情それから要請については、継続という形に取り扱いをさせていただきます。

よろしいですね。

○飯田委員

委員長の裁断はそれでよいのですけれども、一つだけ、この法案が成立後も全国では各市町村の議会でこの法案を撤回せよという意見書が各地で上がっているということだけをお知らせしておきたいと思います。

○平賀委員長

それでは次、陳情第14号『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情について、審査をいたします。

各委員の意見を求めます。

○高橋委員

この陳情は前回にも出された記憶があります。

私たち網走に住んでいるものにとっては、網走の名前が消えてしまったというのは本当にさみしいことだなとそんなふうにも感じますが、他の自治体からみますとこのオホーツクというロシアの地名だとおっしゃっておりますけれども、オホーツクと言われても我々もそうですけれども、ほかの地域の人たちにとってはごく当たり前の聞きなれた地名だとそんなふうにも思いますので、限られた網走の意見だなというふうにほかから見たら取られるのではないかなとそうに感じます。

できれば継続でもっといい案が出ればそのときにまたお話ししたいと思います。

○飯田委員

前回の陳情のときにも私も意見を述べさせていただきました。

あのときに議論になったのもオホーツクは一般的に使われていると、それはいいのではないかな。

特に管内のほとんどの市町村がそれでいいというようなことを言っているということの議論もありまして、私はたまたまオホーツクというのはオホーツク海ということでこの辺の海は全部言っていますので、たまたまそれであったのはJ A オホーツクにしても、そういう一般的な名称として合併したときの名称として使っていると。

私も所属している陸上競技協会もたまたま網走陸協と北見陸協が合併するときに、両方の名前を

つけることができないのでオホーツク海に面しているからオホーツク陸協というような。

それは決してオホーツクが一般化されたということではないのです。

これは、たまたま名前をつけた団体がそういうような名称をそれでいいのではないかとつけたのであって、前回もそうなのですけど、請願は網走としてずっとやってきたその歴史的な名称の経過を私はしっかりとここに書いてあるからこそ北海道の中の網走、特にアイヌ民族を国会での先住民とする決議が全会一致で可決された経緯を含めて網走の歴史的、ただ単なる網走というのは、これだけの歴史があつて名前つけられてきたのだから、いとも簡単に道の名称をそういうふうに変えるのはいかがなものかということで前にもそういう議論をさせていただきました。

不採択というような前あったのですけれども、やはり私はオホーツク総合振興局のときにも、管内の住民なり、それから網走市内の市民の間でも議論を十分になされていないということで、私はもっともつとこういう議論をすべきだという立場から、本当に説明不足だし、網走の支庁というのが100年の歴史を持ってきた中でなされたということからすると、この会の皆さんの陳情の願意はしっかりと私は受けとめていくべきだと思います。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

長い歴史の中で網走支庁というこういった名前は地元根づいてきたわけで、それに誇りを持つものとして守っていきたいという気持ちは非常に理解できるところですけれども、ここ最近を見ますとオホーツクという地域の名前自体がここに住む人々に大変なじんでいるというふうに私は感じますので、この名称変更という部分に関しましては不採択という形で。

○平賀委員長

ほか。

○近藤委員

前回といいますか総合振興局の名称変更につきましては大方の経緯を見させていただいてきました。

やはり網走で生まれ育った方たちからすると、網走支庁がオホーツク総合振興局という名称に変わることについて強く違和感を感じられたのであろうというふうに察しております。

ここに書かれている思い、願いというのはまさにそのとおりだなというふうに受けとめているところであります。

一方で、平成21年の段階で条例が策定をされて名称変更の話が始まった、そこからもう4年の月日がたとうとしております。

4年たったタイミングでこの陳情を改めて出されたという経過について、もうちょっとこの会の皆さんがどういう形での決着、ここでは網走総合振興局に訂正してほしいということを書かれていますが、また一方でそれを具現化しようという話になった場合にはほかの地域の人たちはどう感じるのだろうかとか、少し考えなければならないことが幾つかあるのだらうというふうに考えおります。

ですので、私はこの思いというものはしっかりと受けとめたいと思いますが、そうであればその次のステップにどういうふうに進んでいくべきなのかということも含めて、この会の皆さんとしっかりと議論をさせていただいて、そうであればこの網走の市民も納得できる、そして周辺の地域の人たちも納得できる名称は何なのかいうところまでしっかりと考えた上で、こういった意見をしっかりと上げていくべきだというふうに考えておりますので、現段階ではこの陳情は継続をすべきだというふうに考えます。

○平賀委員長

ほか、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

これについては意見の一致を見ませんので、継続というふうに扱わせていただきます。

続いて要請であります。

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書の提出要請、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書の提出要請であります。この要請は日本共産党議員団から提出され、第3回定例会の議会運営委員会において当委員会に付託されたものであります。

申し合わせ事項におきまして、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない場合は審議未了とすることとなっておりますため、本日の委員会でも結審しなかった場合は審議未了廃案すべきものと決定されますので御承知おきを願います。

それでは最初に集団的自衛権行使を容認する憲

法解釈変更に関する意見書の提出要請について審査をいたします。

○飯田委員

これ私たち議員団から出したものなのですから、前回も議員間討論しました。

特にその後の情勢、これは先ほど若干議論をしました特定秘密保護法案にも関連していきまして、集団的自衛権を行使するのは憲法を変えないで憲法解釈の変更、歴代の法制局、ずっと自民党政権なりの法制局長官を務めた方が、反対意見を述べて憲法を変えることになるので、集団的自衛権は認められないというのが歴代の法制局長官の大方の意見です。

それで安倍政権は集団的自衛権を容認する人を法制局長官にするという、要するに憲法を変えないで憲法解釈でやるという実質上の改憲ということになるので、私はこういうようなやり方は本当に数の力で何でも押していくというようなことからすると、今声を上げていかないととんでもないことになると思います。

特に安倍首相は言葉で積極的平和主義なんていうと、平和主義を積極的に使っていくのかというと何のことない、武力を持って紛争解決するというような、そういうようなことですので、やはり網走市議会としては地方からも憲法を解釈のことで事実上変えるような集団的自衛権のことについては、私は反対という意見を上げていくべきだと思います。

○平賀委員長

ほかいかがですか。

賛成の意見しか今のところありませんけれどもよろしいですか。

○井戸副委員長

この解釈という部分なのですから、アメリカとの友好な関係を考えていくと理解できるという部分もありますけれども、日本として基本的に進んで攻撃するということはすべきでない、ありえないというふうに基本的に私は考えております。

国際的な立場もありますので、こういった理解出来るという部分もありますので継続という形をとらせていただきたい。

○平賀委員長

ほか。

○近藤委員

現行憲法でうたっている平和をどう実現していくのかという手段の部分での考え方なのかなとい

うふうに思っています。

これまでは原則的な平和主義という形でこの国の歴史は流れてきたというふうに思いますが、やはり一方で国際情勢かなり変わってきています。

この集団的自衛権の議論をすると必ず出てくるのが、過去来た道をまた歩むのではないのかという御懸念を表明される方多くいらっしゃるかと思いますが、そこは違うというふうに思っております。

人間は常に成長していく生き物であって、過去の歴史を踏まえた国家運営が必ず出来るというふうに考えておりますので、この集団的自衛権をまた議論の外に外してしまうということは、今後のわが国の外交政策や安全保障政策を考えた上では望ましいことではないというふうに考えておりますので、この意見書について私は不採択であるべきだというふうに考えております。

○高橋委員

私は、平和憲法はこれまでもこれからも守られるべきだと思う立場であります。

その中で、集団的自衛権は日本として集団でもって守り合うというそういった役割を持たせられた場合、やれることというのはごくごく限られたものしかできないと思っています。

空母があるわけでありませんし、空母があったって何も効果もない場合もあります。

したがって私は継続が妥当と考えます。

○平賀委員長

ほか。

ないようですのでこれについても意見の一致を見ませんので、これについては継続という扱いでよろしいでしょうか。

○飯田委員

若干、議員間討論をしたいと思います。

近藤議員の憲法解釈ということになりますと、どうしても憲法9条の2項が全部で、ところがこの2項によって従来の法制局長官はどう解釈しても集団的自衛権を認められないのだと。

そのときの集団的自衛権を何とか認めさせようとする政権が任命した法制局長官もそうなのです。

広く言うとな集団的自衛権の行使を9条の2項で認めてしまうと憲法との乖離が見られるのです。

だからこそ、先にこの後にやる96条の改正の問題になってくるのですけれども、解釈改憲だけでやってしまうと近藤議員の言った世界の流れでなくて、前にも議論したとおり集団的自衛権の発動

というのは今までそんなにはないのです。10年に一回なり20年に一回。

そういうことは、平和を願うには武力でない解決をするという流れが今大きくなっているときに、日本だけが解釈変更でやるということに対して、私は憲法を持って世界の武力の紛争地にあたると、だから日本の実際テレビのドキュメンタリーでずっとやったイラクに派遣した自衛隊の幹部の人が、憲法9条の2項があるから自衛隊員が一人も殺されることがなくて済んだと、本当に緊張したけれども安心したと。

集団的自衛権の解釈だけでやってしまうと憲法との乖離、違憲です。

そうなりますと、もうとめどもなく平和的行為で解決するということから武力でしかなくなるというふうにエスカレートすると思うのですけれどもどうなのですか。

○近藤委員

これは前回の委員会のときにも議論をさせていただきましたけれども、集団的自衛権の行使を解釈改憲でやる部分には無理があるというのは、前回一応表明はさせていただいております。

解釈改憲ではなく、もし行使容認をするのであれば改憲手続を踏まえた上でやるべきだというふうには認識しておりますが、この意見書の書き方は、そもそも集団的自衛権行使そのものを容認するなという前提で書かれていますので、その議論の進め方には若干相容れないという意味で意見書には不採択の立場であるという考え方は変わっておりません。

○平賀委員長

この件につきましては意見の一致を見ませんので、継続というふうに扱わせていただきます。

次、日本国憲法第96条の改正に反対する意見書の提出要請についてであります。

発言を求めます。

○飯田委員

これも私たち議員団から出されました。

憲法改正ができないということから、安倍内閣は憲法を改正する要件を定めた96条に狙いを定めました。

96条で各衆参の総議員の3分の2以上の賛成を、それを2分の1ぐらいに改めると。

多くの憲法学者は、憲法改正賛成の学者でもそれは裏口入学だよというようなことで逆に批判がされています。

今この憲法96条がなぜ大事かというと、憲法そのものがそのときの政権のための憲法ではなしに、憲法自体が権力を縛るという大きな大原則に私は立っているからだと思います。

そういう意味からも、簡単に憲法が改正されて国の基本法が安易に変更されて、基本的人権の保障が形骸化されるおそれがあるということからすると、この意見書でも述べているとおり憲法96条を改正すること自体が私は本当のひどいやり方だと思うので、この辺も今回の特定秘密保護法案、きのう、きょうに載っていました共謀罪を次の通常国会に出すかどうかという流れの中で、やっぱり憲法をしっかりと守るというような方向から96条の改正にぜひとも憲法改正にすべきだという人も含めて、私は反対してもらいたいと思います。

○平賀委員長

ほかいかがですか。

○高橋委員

私はこの96条の改正に反対するという、これは賛成したいと思います。

やはり3分の2という大事な法案に対して過半数という使い方は、これは許されるものではないと思っております。

私はこれを認めたいと思います。

○近藤委員

これも前回少し議論をさせていただいたところでありますけれども、憲法の国家権力を縛るという立憲主義の立場に立てばその運用は厳格になされるべきであるというふうには考えております。

ただ一方で、どういう憲法がいいのかというのをこの間きちんと組み上げて議論をしてきた経過があるかということ、それもまたないわけであります。

この意見書の論旨としては改正反対だというふうに書かれておりますが、私はこの96条の改正要件も含めて、まだまだ議論をしてみたいと思っております。

その上の結論で、憲法の改正要件の緩和という結論ができればそれはそう進むべきだというふうに思いますので、この段階から反対だというふうな形での意見書は出すべきではないというふうに私は考えておりますので不採択であります。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

この改憲できる仕組みとしては、フランスやカ

ナダがこういった2分の1の賛成をもってということで、この辺も近藤委員の言われるとおりいろいろちょっと心配される部分もございますけれども、この辺はまだちょっと経過を見届けたいということで、継続という形で。

○平賀委員長

この要請についても意見の一致を見ませんので継続という形で取り扱いをさせていただきたいと思います。

それではここで先ほどの請願の意見書についてお配りしますので少々お待ちください。

○平賀委員長

それでは先ほど採択されました請願第35号に関する意見書案についてであります。お目をとおしていただいてこの内容で問題なければ、この意見書を関係行政機関に提出をしていきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

よろしいですか。それではこの意見書については、このまま採択という形で意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

それではここで理事者入れかえのために暫時休憩をいたします。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○平賀委員長

それでは再開をいたします。

議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について審査をいたします。

最初に、市民健康プール整備事業についてであります。

○飯田委員

この際、動議を提出したいと思います。

議案第1号の平成25年の一般会計教育費、市民健康プール等の補正予算につきましては、市民健康プールが健康増進機能を持つ施設で生活福祉委員会と関連がありますので、連合審査会を開催して審査するようお願い申し上げます。

○平賀委員長

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○平賀委員長

ただいま飯田委員から教育費市民健康プール等整備事業の補正予算について、生活福祉委員会と連合審査会を開催されたいとの動議が提出されました。

教育費、市民健康プール整備等整備事業の補正予算につきましては、生活福祉委員会と連合審査会を開催することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

したがいまして教育費、市民健康プール等整備事業の補正予算につきましては、連合審査の申入れをしますので、継続審査といたします。

次に、連合審査会を開催する日時、場所につきましては、生活福祉委員長と協議する必要がありますので、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これについても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

連合審査の開催日時につきましては、決定次第お知らせをいたしますので御承知おください。

それでは続いて議案第1号中、債務負担行為の補正にかかわるものについて審査を行います。債務負担行為の補正につきましては、議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についてと関連します。議案第7号と一括して審査をいたします。

説明を求めます。

○岩本スポーツ課長

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案の19ページをごらんください。

網走市西地域プールについて、指定管理者合同選定委員会におきまして、地域に密着した運営などを評価し、平成26年度からの3年間に引き続き網走市西地域プール管理運営委員会を指定管理者として選定したところであります。

またその際の管理委託料の債務負担限度額は3年間で783万3,000円となっております。

次に、同じく議案の19ページをごらんください。

網走市体育施設につきましては、指定管理者を公募をしたところ2社の応募がありました。

指定管理者合同選定委員会におきまして、応募の2社から、経営方針、管理体制、経営改善意欲、会社安定度等の説明を受け、選定委員の採点の結果、基準点数を満たしたため、網走市南2条西2株式会社日専連オホーツク網走を選定したところであります。

また通常であれば、3年間の委託となるところですが、平成27年度より新たな市民プールの開設をするため、平成26年度1年間の委託とし、その際の管理委託料の債務負担限度額は6,875万6,000円となっております。

以上です。

○平賀委員長

質疑に移ります。

○飯田委員

市民健康プールの建設完成までということなのですが、従来の指定管理者ではなくて新たな管理団体になりました。

1年だけではなくて、私は当然方向性としては、次の27年度の市民健康プール開設のときに、この団体がある程度のノウハウを付けて、次の維持管理とか安全対策だとか指導だとかそういうものも含んだものと受けとめているのですけれども、その辺はいかがですか。

○岩本スポーツ課長

あくまでもこれは来年1年間の指定管理でありまして、27年度以降はまた手順を踏んで決定をいただくということを前提なのですが、合同選定委員会の会社の説明の中では安全管理、それから自主事業を行っていくような研修なども積極的に行いたいということが説明でありましたので、そのことはやっていただけるというふうに理解しております。

○飯田委員

当然、市民健康プールは従来にない通年でやるのですから、従来の通年でないのとは違った人材、マンパワーの育成が必要だと思います。

そういうことから、私は今後ある連合審査会でも出ると思うのですけれども、健康増進も含めた行政内部でのしっかりした方針を私は今後持つべきだと思うのですけれどもいかがですか。

○岩本スポーツ課長

おっしゃるとおりで安全面、それからソフト事業の指導で通年になるわけですから、希望といたしましては指導が出来る職員を配置が出来ればと。その指導者によって通年指導をして利用者をふや

していきたい、そしてスポーツ振興につなげていきたいというふうに思っております。

○飯田委員

そういうことで、また連合審査会の中での若干の議論にもなるとは思いますけれどもそういう方向で了承したいと思います。

○平賀委員長

ほか。

それでは、議案第1号当委員会に付託された債務負担行為の補正、並びに議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

はい、それではそのように決定をいたします。

次に陳情の審査に移ります。

陳情第9号学校給食用食材における放射性物質測定体制整備を求める陳情についてであります。

この陳情は平成25年3月5日に継続審査となっているものであります。

なお、今回119枚、972筆の署名を添えて提出をされていますので、そのことを踏まえて皆さんに審査をしていただきたいというふうに思います。

なお、この陳情が採択すべきものと決定された場合、関係行政庁への意見書の送付ではなく、市長へ陳情採択の結果を送付することになります。

なお、市長へ送付するにあたり附帯意見を添えることができますが、その場合は委員会としての附帯意見の内容を決定することになりますので御承知おきください。

それでは、審査に移ります。

○飯田委員

前回の委員会でも審査されて継続になっていました。

特に前回は有志代表の方が陳述されまして、詳しい陳情の内容を私ども受けました。

それを受けての質疑があったのですけれども、私どもは、これは代表質問なり予算特別委員会なり、さまざまな審議をしまして、最終的には学校給食のことは食材の産地公表という形で、今その成果というかそこまでしかまだ行っていないのですけれども、それにとどまらないさまざまな懸念がされています。

特に、汚染水の拡散とそれから産地公表だけではわからない食品の流通というようなことがあります。

ます。

そういうことからすると、私はこの出された陳情をしっかりと重く受けとめて、特に署名が972筆ということですので、それらの重みを踏まえると、市として道内の各自治体で公認して検査しながらやっているという実態を見る中、当然、海も控えてそれから冬場に本州産の食材を仕入れる網走の学校給食からしても、私はしっかりとそういう体制をとるべきだと思います。

特に、福島第1原発はまだまだ終息していません。

きのうの各新聞の報道でも別の排水溝からの汚染水、汚染水というのは、放射能、さまざまなストロンチウム、セシウムから全部入ったもので、その食物連鎖いわゆる外洋に流出しているということがかなり頻繁に報道されるようになりました。

結果的には終息していないし、安倍首相はブロックされていると言ったのですけれど、全くブロックされてない現状ではやっぱり人間の食を守るには、一つ方法として放射能測定装置をしっかりと入れていくという方向も一つ持つべきだと思うので、ぜひともこの陳情に対して市長に要求、議会としての意思を示す意味からも委員の賛成をもってやっていきたいと思います。

○平賀委員長

ほかいかがでしょうか。

○井戸副委員長

非常にこの放射能の恐ろしさ、こういったものは十分理解を出来、また国民はこの意識を高めるべきだというふうに考えるところですが、放射性物質の測定の強化については、まず、私が考えるところでは国レベルでしっかりとした対策をとっていただきたいと。

食べられるもの、食べられないもの、食べられないものはどのようにして対応していくのかという部分を、まず私は国レベルで行うものであるというふうに考えます。

現在、網走の学校給食においては産地の公表で安全な食材が確保されているというふうに理解をしているところでありますので、この陳情については不採択という形で。

○平賀委員長

ほか。

○高橋委員

以前にも、これにつきまして議論がありました。

私も、今言われたような内容で取り上げていた

だきたいと思います。

産地では本当に風評被害を受けながら、それでもみずから測定して安全な食材を提供しようと努力もしております。

そしてそういったものを仕入れていますので、それは安全なもの信じていきたいと思います。

もちろん自分の口にも入るわけですから、そしてこういった放射能というものにつきましては、市が測定するというよりも、これはやはり国が守っていくものだと感じております。

以上です。

○平賀委員長

陳情についての対応は不採択ですね。

ほか。

○近藤委員

この陳情もこれまでたびたびこの議会で議論をさせていただきました。

お子さんをお持ちになられている親御さんが、子どもたちに放射能で汚染されていない安心で安全な食べ物を給食で食べさせたいというお気持ちはもう十二分に理解出来るところであります。

まさにそのとおりなのだというふうに思っております。

ただ、やはり考えなければならないのは、この間の議論でも明らかになっているように、仮に市がやるとした場合に、具体的にどういう形でどれくらいの財源措置をもって、どれくらいのマンパワーでというのは考えなければならないところであります。

また一方で、どこまでやればいいのかなど整理すべき課題はたくさんあります。

また一方で、市がやれば国や道は一切そこはノータッチでいいのかという課題もあります。

そういったもろもろの全体的な課題についてしっかりと考えなければならない。

市でやればすべて解決するのかどうかということについて、残念ながら私自身はそうであるというふうな結論は持ちきれておりません。

そういったところから、この陳情については採択しかねるというふうに考えているところであります。

○平賀委員長

不採択ということですか。はい。

ほか。

○飯田委員

ちょっと教育委員会に聞きたいのですけれども

前回の審査のときに、行っている3自治体の状況が示されました。

その後の状況も含めて、実際問題になったのは1都16県で生産された青果物が産地、そこは大丈夫だという産地だけで、実際測定してみないとホットスポットの関係もあったのですけれども、その後3自治体はどのような状況になっていますか。実際変わっていますか。

○小田島学校教育部長

今お話もいただいた中で、いろいろな形で答弁をさせていただいてきております。

その後の部分含めて、24年の4月から食品衛生法がまた変わって、基準値が変わって、今新しい基準値で検査等もされております。

そういった形の部分を見た中で、今現在の出ている情報の中では、新たな形で世の中に流通しているものについての放射能関係についての流出状況というのはないというふうに判断をしております。

それぞれいろいろな形の中で、どこがやるというようないろいろな形で調査、検査している状況も把握はしておりますけれども、それらも踏まえた中で私どももどういう形が望ましいのかも含めて検討は続けてきているところです。

○飯田委員

1都16県ということで基準も変わっているといっても、以前議論したときには網走もオホーツク海を控えていると。

海流の流れ等でいわゆる外洋に流されたものは、食物連鎖でくるのではないかとということも含めて、今学校給食で1都16県からのものを購入しているほかに、網走でとれたものに対しても検査する体制を持っていないと、そういうような防ぎ方は出来ないのではないかとということと、それから産地公表だけではわからないと言ったのは、実際今基準が変わったとかということなのですから、紛れて入るだとかそういうこともあるということから、釧路なりやっている自治体では心配された意向をうけて私はやっていると思います。

実際、前も浅利代表が陳述で述べたとおり、本当に人間の体というのは、これが基準だといっても、甲状腺に関しては個人差がすごくあると。

特に網走で、茨城県から疎開してきた御夫婦の旦那さんが、甲状腺の関係が非常にほかの人より敏感に感じて、茨城の常陸太田市から網走に避難してきて、つい最近、家庭の事情で帰ったのです

けれども、やはりその後の経過を聞きますと、非常に向こう行っておそらく放射能の値が網走いたときより大変な状況なので、具合が悪いというような情報も聞いています。

そういうことからすると、やっぱり消費者なり分析というのをそういうことも含めて、やはり網走で測定する道も用意しておかないとだめだということで、私はこの陳情を出されたと思うのでそれらも含めて、しっかりした体制を私はとったらいいいのではないかと、その何千万円もかかることではないですし、いろいろな補助も出たりさまざまな方法もあると思いますので、その辺も含めての方向性は、今回の署名と心配をつけて教育委員会としての見解はどのようになりますか。

○小田島学校教育部長

今回の分も含めていろいろな保護者の方も心配があるといったことも我々も十分に理解をしておりますので、その辺も含めた中で検討したいというふうに思っております。

○平賀委員長

今のやりとり含めて何かほかに意見のある議員の皆さんいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

なければこれについても意見の一致を見ませんので、継続審査というふうに扱いをいたします。

審査は以上であります各委員から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

理事者のほうからは。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではこれにて総務文教委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時06分 閉会